

# W L B

## 行 政 の 焦 点

我が国は、経済的地位については、世界有数の水準にあります。その経済的地位にふさわしい、豊かでゆとりのある生活の実現については、多くの課題を抱えています。

このようなかつて、労使の真摯な取り組みにより、労働時間の短縮は着実に進み、近年においては、年間総労働時間が184時間（平成18年度）となり、過去に労働時間短縮の目標として掲げられてきた年間総実労働時間1,800時間の目標をおおむね達成することができます。

一方、労働時間が長い労働時間の短縮は、まさに、近年においては、「労働時間分布の長短二極化」が進展しています。

原因は、主に、労働時間が短い者の割合が増加した結果であり、いわゆる正社員等においては、平成18年度においては、2,024時間となつており、依然として労働時間は短縮していません。

一方、労働時間が長い者と短い者の割合が共に増加し、いわゆる「労働時間分布の長短二極化」が進展しています。

また、年次有給休暇の取得率は低下傾向にあり、長い労働時間等の業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数は高水準で推移しています。

そして、急速な少子高齢化、労働者の意識や抱える事情の多様化等が進

んでいます。

このような情勢の中、今後とも労働時間の短縮が重要であることは言うまでもありませんが、全労働者を平均して年間実労働時間1,800時間という目標を用いることは実情に合わなくなっています。

むしろ、経済社会を実現可能なものとしていくため、その担い手である労働者が、心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動などに必要とされる時間と労働時間を柔軟に組み合わせ、心身共に充実した状態で意欲と能力を十分に發揮できる環境を整備していくことが必要です。

このような考え方は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動憲章」及び「仕事と生活の役割を明示しています。

その実現に向けた関係者の役割を明示しています。

①就労による経済的自立が可能な社会

指針」においても盛り込まれているところです。

憲章においては、国民的な取り組みの大きな方向性を示すものとして、仕事と生活の調和の緊要性についての共通認識を整理した上で、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」であり、具体的には、「①就労による経済的自立が可能な社会」、「②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「③多様な働き方・生き方が選択できる社会」の3つ、経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことでき、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが意欲と能力を持つて様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な待遇が確保されている。